

公立大学法人神戸市看護大学手数料に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年9月21日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第9号

公立大学法人神戸市看護大学手数料に関する規程の一部を改正する規程  
公立大学法人神戸市看護大学手数料に関する規程（2019年4月規程第83号）の一部  
を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(手数料等)</p> <p>第2条 理事長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <hr/> <p>2 略</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する事務に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 神戸市看護大学に在学している学生からの請求に係る証明及び_____に供する事務</p>	<p>(4) <u>博士論文の審査 1件につき</u></p> <p><u>57,000円</u></p> <p><u>博士論文の</u> <u>審査</u></p>

附 則

この規程は、2021年10月1日から施行する。